

令和8年8月28日

八代市住宅課

建設型応急住宅の入居者の募集について

1. 募集する団地と住戸

(仮称) 毘舎丸仮設団地 八代市毘舎丸町337-1 (地番)

木造	2DK (平屋)	3DK (平屋)
戸数	15戸	3戸
面積	31.88㎡程度	42.23㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

(仮称) 鏡町仮設団地 八代市鏡町内田446-1 (地番)

木造	2DK (平屋)	3DK (平屋)
戸数	12戸	5戸
面積	31.88㎡程度	42.23㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

(仮称) 植柳上仮設団地 八代市植柳上町1-1 (地番)

木造	2DK (2階建)
戸数	34戸
面積	46.37㎡程度
世帯人員	1人以上

(仮称) 海士江仮設団地 八代市海士江町2596 (地番)

木造	1DK (平屋)	2DK (平屋)	2DK (2階建)
戸数	16戸	7戸	12戸
面積	28.98㎡程度	40.57㎡程度	46.37㎡程度
世帯人員	1～2人用	2人以上	3人以上

(仮称) 鏡ヶ池仮設団地 八代市鏡町上鏡564 (地番)

木造	1DK (平屋)	2DK (平屋)
戸数	24戸	10戸
面積	28.98㎡程度	40.57㎡程度
世帯人員	1～2人用	3人以上

2. 応募条件（いずれにも該当）

- （１） 令和８年熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和８年７月２８日発生）において、八代市に居住する者
- （２） 当該災害により次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない者
 - ② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であつて、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う者
 - ③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと長が認める者
 - ④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- （３） 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない者
- （４） 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者
- （５） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でない者

罹災証明書について【重要】

建設型応急住宅への入居申込みにあたっては、罹災証明書により住家の被害状況を確認します。

ただし、罹災証明書が発行されていない場合でも、被災住宅の写真や被災建築物応急危険度判定の結果等により、住家を失った方と同等に取り扱うことが適切と認められる場合は、申込みができる場合があります。

①被災住宅の写真により「一見して全壊」と確認できる場合

被災者から提出された被災住宅の写真により、一見して「全壊」であることが確認できる場合。

「一見して全壊の参考例」



出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」

URL：https://www.bousai.go.jp/taisaku/saigai_unyoushishin_h3003.html

※掲載している写真は「一見して全壊」の判断における参考例です。写真のみで入居が決定するものではありません。

②被災建築物応急危険度判定で「危険（赤）」と判定された場合

被災建築物応急危険度判定の結果、「危険（赤）」と判定された住家に居住していた方で、建築物全体の崩壊・落階または著しい傾斜等が確認でき、住家を失った方と同等に取り扱うことが適切と認められる場合。

次のような場合が対象となります。

- ・「建築物全体又は一部の崩壊・落階」により「一見して危険」と判定された場合
- ・「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された場合
- ・木造の住家で、「建築物の1階の傾斜が1/20」を超える場合
- ・鉄骨造の住家で、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30」を超える場合
- ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の住家で、「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30」を超える場合

③隣接する建築物の影響で「危険（赤）」と判定された場合

被災建築物応急危険度判定の結果、隣接する建築物の影響により「危険（赤）」と判定された場合で、その影響の原因を除去するまでの期間が長期に及ぶことが想定され、住家を失った方と同等に取り扱うことが適切と認められる場合。

※この場合、応急仮設住宅に入居できる期間は、当該影響の原因を除去するまでの期間に限られます。

3. 選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

※応募状況により、ご希望に添えない場合があります。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上の世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の方がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・3歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1), 2)の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
4) 1), 2), 3)の次に優先度が高い世帯	・75歳以上の高齢者がいる世帯

4. 入居時期

令和8年10月上旬から11月中旬頃を予定しています。なお、詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

5. 応募期間（受付順ではありません）

令和8年8月28日（金）～9月11日（金）（必着）

9：00～12：00、13：00～16：00 ※土曜、日曜も受け付けます。

6. 応募方法

申請方法は、「オンライン（スマートフォン等）」と「窓口への持参」の2種類があります。

（1）オンライン（L o G o フォーム）での申し込み

お手持ちのスマートフォン等で以下のQRコードを読み取り、専用フォームからお申し込みください。

※「り災証明書」や「本人確認証」などの必要書類は、スマートフォンで撮影した写真データをフォーム内でアップロード（添付）して提出できます。



（URL）<https://logoform.jp/form/zis6/1757394>

（2）窓口へ持参される場合の申し込み

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、以下の窓口に持参し、お申し込みください。

【窓口】八代市役所 本庁1階 B会議室（八代市松江城町1－25）

●提出書類・添付資料

- ・建設型応急住宅入居申請書
- ・り災証明書（コピー可）又は写真（被災した住宅に関する確認書）
- ・本人確認証
- ・受付済みの「公費解体の申込書」または自宅を解体することがわかる契約書の写し ⇒上記2「応募要件」の（2）②に該当する場合に提出
- ・その他必要な書類（障害者手帳の写し、介護保険証等）

※「り災証明書」については、申請時に証明書が発行されない場合には、被害状況のわかる写真等を添付してください。

7. その他入居の条件

- ① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から2年以内です。
- ② 家賃は必要ありません。
- ③ 駐車場は1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

【お問い合わせ先】

八代市役所住宅課 市営住宅係 0965-33-4122
